

議案第40号

小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、小田原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和37年小田原市条例第4号。以下「特別職給与条例」という。）第3条第1項第1号に規定する市長の給料の月額について特例を定めるものとする。

(給料の減額)

第2条 令和6年4月分の市長の給料の月額は、特別職給与条例第3条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額からその10分の3に相当する額を減じた額とする。

(適用除外)

第3条 前条の規定にかかわらず、令和6年4月分の市長の地域手当の額及び同月中に市長に支給事由が生じた場合における退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、特別職給与条例第3条第1項第1号に定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和6年4月30日限り、その効力を失う。

令和6年3月22日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

(理由)

元環境部職員の不祥事に関連し、市長の給料を減額するため提案するものであります。